

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城北地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査結果	事業委員会意見等	備考	
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			速効性					
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性				他の管理者等との調整の難易
1	交通安全施設	信号機(新設)	八幡市橋本小金川37番地先 京都守口線橋本南山線	府道京都守口線に新設道路である橋本南山線が取り付くことから、右左折車両の増加が見込まれる。信号機の設置を要望	無	○	○	○	○	○	○	○	○	実施		八幡署管内(受付番号45)
2	交通安全施設	信号機(新設)	八幡市内里穴ヶ谷地内 八幡インター線八幡IC(Mランプ)交差点	新設道路の八幡インター線が新名神八幡ICに取り付く交差点であり、交通量の増加が見込まれるため、信号機の設置を要望	無	○	○	○	○	○	○	○	○	実施		八幡署管内(受付番号46)
3	交通安全施設	信号機(新設)	八幡市美濃山出口34番地1先 山手幹線八幡インター線交差点	新設道路の八幡インター線が主要道路である山手幹線に取り付く交差点であり、信号機の設置を要望	無	○	○	○	○	○	○	○	○	実施		八幡署管内(受付番号47)
4	交通安全施設	信号機(新設)	城陽市久世荒内65番地先 国道24号区画道路9号・9号交差点	久世荒内・寺田塚本土地区画整理事業で国道24号に接続する新たな交差点であり、信号機の設置を要望	無	○	○	○	○	○	○	○	○	実施		城陽署管内(受付番号52)
5	交通安全施設	信号機(新設)	城陽市寺田塚本74番地先 国道24号都市計画道路塚本深谷線交差点	久世荒内・寺田塚本土地区画整理事業で国道24号に接続する新たな交差点であり、信号機の設置を要望	無	○	○	○	○	○	○	○	○	実施		城陽署管内(受付番号53)
6	交通安全施設	信号機(新設)	京田辺市同志社山手1丁目11番5先 山手幹線南田辺北幹線1号線交差点	提案交差点南方では、山手幹線に新設道路が接続され、交通量の増加が見込まれる。信号機設置を要望	無	○	○	○	○	○	○	○	○	実施		田辺署管内(受付番号66)
7	交通安全施設	信号機(新設)	京田辺市同志社山手1丁目26番5先 山手幹線南田辺三山木駅前線交差点	提案交差点では、山手幹線に新設道路が接続され、交通量の増加が見込まれる。信号機設置を要望	無	○	○	○	○	○	○	○	○	実施		田辺署管内(受付番号68)
8	交通安全施設	信号機(新設)	八幡市八幡女郎花43番地先 八幡城陽線松花堂美術館前交差点	交差点には横断歩道があるが、車がなかなか停止してくれない。土日は路肩走行するバイクがあり危険。信号機の設置を要望	無	○	○	○	○	○	×	○	○	実施しない		八幡署管内(受付97)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城北地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査結果	事業委員会意見等	備考
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性	速効性				
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性			
17	交通安全施設	信号機（新設）	宇治市木幡南端9先 京都宇治線山田墓地前	JRの複線化工事のため踏切が閉鎖される。府道を横断す必要があり、信号機の設置を要望	無	○	○	○	○	○	○	×	実施しない		宇治署管内（受付番号201）
18	交通安全施設	信号機（新設）	八幡市内里長部代地内 交野久御山線長部代砂島線交差点	中学校の通学路であり、交通量が多く大型トラックもスピードを出して危険である。押ボタン式信号の設置を要望	無	○	○	○	○	○	○	×	実施しない		八幡署管内（受付番号220～224）
19	交通安全施設	信号機（新設）	城陽市久世下大谷6-270先 市道1001号線市道1006号線越す当てん	通行車両は速度を出しており、バイクは反対車線を走行している。高齢者灯は横断するのに時間が掛かり信号機の設置を要望	無	○	○	○	○	×	○	○	実施しない		城陽署管内（受付番号292）
20	交通安全施設	信号機（押ボタン箱増設）	宇治市宇治妙楽府道大津南郷宇治線蓮華交差点	押ボタン式信号機の設置された交差点。通学路となっており、交差点側からボタンが押しづらいため、押ボタン箱の増設を要望	無	○	○	○	×	○	○	○	実施しない		宇治署管内（受付番号2）
21	交通安全施設	信号機（視覚障害者用付加装置）	宇治市折居台1丁目第二宇治白川線折居台口交差点	交通量の多い交差点。安全対策として、視覚障害者用付加装置の設置を要望	無	○	○	○	×	○	○	○	実施しない		宇治署管内（受付番号3）
22	交通安全施設	信号機（定周期化）	久世郡久御山町坊之池浜 烏田市田線坊之池交差点	田園地帯に設置された一灯点滅式信号機。交差点の事故が発生しているため、信号機の定周期化を要望	無	○	○	○	×	○	○	○	実施しない		宇治署管内（受付番号291）
23	交通安全施設	信号機（定周期化）	京田辺市三山木八幡木津線三山木小学校前交差点	押ボタン式信号機が設置された交差点。市道の供用開始により交通量が増加することから、信号機の定周期化を要望	無	○	○	○	○	○	○	○	実施		田辺署管内（受付番号67）
24	交通安全施設	信号機（移設）	縦香郡宇治田原町大字岩山小学丸山R307丸山団地前交差点	半感応式信号機設置の丁字型交差点。隣接西側交差点では信号機制御されており、出入りが困難であるため、信号機を移設し、東西交差点の信号制御を要望	無	○	○	○	×	○	○	○	実施しない		田辺署管内（受付番号110）

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城北地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査結果	事業委員会意見等	備考	
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性		速効性				
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性				他の管理者等との調整の難易
25	交通安全施設	信号機 (文字板)	城陽市長池北清水 R24水主長池線 交差点	半感応式信号機設置の交差点。車両を感知しているかわからないため、「感知中」を表示する文字板の設置を要望	無	○	○	○	○	○	○	○	○	実施		城陽署管内 (受付番号122)
26	交通安全施設	信号機 (多現示化)	八幡市欽明台中央 交野組山線欽明台 中央1号線交差点	交通量の多い交差点。従道路側の右折需要が多く、右折青矢信号の設置を要望	無	○	○	○	○	○	○	○	○	実施		八幡署管内 (受付番号219)
27	交通安全施設	横断歩道	京田辺市宮津灰崎 45番地の2先交差点	横断歩道の設置要望	無		○	○	○	×	×	○		実施しない		田辺署管内 (受付番号107)

- ◆【第1段階チェック：対象とならない工事】
 - ①国や市町村が管理する施設に関する工事
 - ②利便性向上や環境整備に関する工事
 - ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
 - ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事
- ☆《他事業での実施》
 - ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事
- ◆【第2段階チェック：技術審査】
 - 6項目について○、×の評価を記入